

「です。

8番

資料を調べるまで時間ももったいな
ので、次の質問を読めます。7款の資
疑を致します。7款の総体予算が、
61,200ドルでござります。去年に比べて
相当の予算がふえてあります。あつ違ひ
ました。去年ではござりませぬ。現年度予
算の29,008ドルに対して、71年度は61,200
ドルになつてあります。そこで約倍にはね
上つてありますか。特に次年度に於いてや
らなければならぬ事業、事業分量がふ
えたい分に対して御説明願ふと思
います。

農林課長

お答えいたします。大抵ものだけ説明
いたします。現予算で農業土木
関係が4款にありますか。7款にま
つてあります。これは21,000ドル

8番

何款ですか。

農林課長

7款の道路新設改良費が入つてありま
す。21,118ドル、82パーセント。これは4款か
ら、本年度から7款に移つたとのことと、

それから8/7-迄の農業実態調査を今
度新規に入っております。それから産業祭
費が去年よりふえております。それから補
助金の方でさとうきびの方がふえて、以
て大体大差はないと思っております。

8番

では、7款4項の3節補助金でござい
ます。その中の一般農薬補助金が1,000
ドル計上されております。(しかし今までの
農家の方々のお話しを聞きますと前半
期位で殆んど予算が消耗されて後
から補助がなるといふようなお話し
をよく聞かされます。そういう意味からして
その1,000ドルは大体どの程度見積って
計上されておりますか。

農林課長

御説明いたします。一応一般農薬補助
金の説明から入りたいと思っております。以上は
一般農薬補助金に対して農薬を一括
して、15%、75%で一律にやっております
けれども、去年から農薬の時期別に又、
それから病害虫の発生時期に対す普通
の農薬を補助するんだという方法をと
っております。例えばB.H.Cの場合には主
に幾何でありますので各には使えないと
いうこと。カイヤーの場合は11月03-2月
までの間は殆んど発生しないので、B.H.C

の補助対象は省くというふうな时期的に病害虫の発生する特效農薬に対してその発生する期間だけを補助対象にしてあります。一年中を通じてB.H.Cを補助するんじゃないでして、例えば"B.H.Cの場合にはニカメイ虫を殺す目的ならば、そのガイラーの発生する期間だけ補助する"という項目を設けて、今まで現予算から実施してありましたが、現予算の場合には十分補助金はあります。

8番

今迄の御説明によりますと、現年度予算からは、その病害虫の発生の時期にだけしか補助をやらないうので、十分間に合ったというふうな。

農林課長

きううはとじやないんです。発生する病害虫に対する農薬をやるということなんです。結局ですわ。一般農薬の場合、年から年中補助対象に全部をやる必要と必要以外の農薬も買って散布すると、それから高率の農薬を使用やうなうと、うそのと並行して農薬の使用、指導をしようという意味で、时期的に区別してあるんです。

8番
その病害虫が発生したその時に補助
をやるというふうな計画をなされてる
人ですか。

農林課長
いや、当初で何月から何月まで何が発
生するということか解りますので、その中を
もたせて、例えはB.H.Cの場合には7月
から10月までと、又、3月から6月までと
3段階に區別してある訳です。はつきり
わかりやすく申し上げると、病害虫の
発生ですか。その病害虫の発生は冬に
は、例えは「人」です。それで冬だけは補助
金は省いてある訳です。それで夏だけは
1ぼつて、夏だけは補助金をやるというこ
とです。

8番
それで、先程の御説明によりますと、1,000
ドルでは十分だというふうな説明かどが
「ましたか」、ほんとに十分ですか。

農林課長
は「。

8番
農民が要求するだけの十分は予算の
計上されておられますか。

農林課長

は、それでその代りですね。これは制限してあります。古く農業以前ずっと以前から出てくる農業は補助対象外としてあります。

8番

農民が不服かなというところは十分予算措置を構って、自信をもつておられる状態でですね。

農林課長

は、そうですね。新しい農業指導という意味で古く農業に対して、農業の全般に対する補助金はやっていきます。

8番

私はその予算1,000ドルに対して、農業補助金でございまして、十分だということに対して、課長は十分だということとは、"わゆる農民が"。

農林課長

今補助金実施要綱に基づいての補助金に対してはあります。しかし農家が要望するだけの分に対しては、十分だということとは言えません。

と着

和宅はあれですが、農薬関係を担当する上にして、この予算を通して、満足だという考え方をもちたいのか、それか、農民の声を聞いて、まだ十分だ、これでは足りないのだという考え方を持ってもらいたいか。今先の説明によりますと、1,000ドル1か、計上してはいいので、その1,000ドルを年分やつてあげ、一年分を年分して、やつてあるから、それに対して十分だというような感じを受けるといいです。私が申し上げるのは、予算のままじゃなくして、農家から十分なる農薬関係、駆除、そういったものに対して、予算が十分なる処置がとられてあるか、それを聞いてみる款でございます。

農林課長

農家の要望するものに対しては、予算は十分であります。ただし補助金がある以上進めて、今後利用し尚効果的な農薬をばけを補助して、残り農薬には約20種類もありませんので、結局農家が何でもかんでも使って、どうというよりは、うちでどの程度自信もてる、それ効果のある農薬を指定して助成すべきだという考えで、1,000ドルを認めてある款です。

8番

結局は今迄尚、予算を十分検討してやる人だといふよきなところを十分あきらめたことだね。

農林課長

は、新農業に対して普及指導の面といふことは、十分考えてあります。

8番

次、観光課になつてありますかね。

議長

暫く休憩いたします(正後10時8分)

再開いたします(10時8分)

議長

議案第9号 1971年度直野湾市一般会計支入支出予算につきましては、質疑の段階で継続審議といたします。

以上もついで、午前の日程を終りまして、午後は2時より再び本会議を開きます。大変御苦労さんでありました。

議長

休憩いたします(正後10時9分)

議長

再開"たしま(午後2時8分)

議案第23号、1971年度宜野湾教育区
戈入戈出予算を再議議題と"たしま。
本案に対する質疑を許しま。
戈入戈出全般にわたって質疑を許しま
す。

議長

暫く休憩"たしま(午後2時8分)
再開"たしま(午後2時10分)

8番

昨日も相当物議をかもしてありま
か。今日、"わゆる補助団体で"ざ"
ます。今日、資料としてここに提出されて
ありまか。その中の直青運の肉題で"ざ"
まか。昨日の御説明によりまかと
事業計画書、その"つたものを来"た"
ただ去年計上されて"たから計上し
てあるんだと"つたような説明で"ざ"
まか。今、ここに配布されてある中の
直青運の"か"ありまか。これは"つた
ありまか。

教育委員長

今日、提出してありま。

8番

いや、提出は我々に対する提出は今日
で可か、立青連の方から委員会にも今日
で可か。

教育委員長

はい。

8番

517 委員会でもこれに対してある程度
目を通さされましたか。

教育委員長

まだ通してありません。

8番

これは事業計画書としてありますか、別の
各団体には収入とか、そのほかのものも
十分お話しして、内容が説明されてあり
ますか、これは収入も全然なくただ
何々をするというふうなものであつた。又代
表者本人がそんなものであつた。これからして可
ただ補助をもらうために可いつくつた
ような感じを受けた訳である。実際にこの
段階として正式な団体で、その事業日
程を決定されたらどうか。以上委員会
としてまだ検討されては「もう」で「さ」
ますので、質問を終ります。

11番

教育長に石同「致しませ。先日各小
中学校で反戦平和の特設授業を行
なつて「ませ。反戦平和に於ける教
育に因りては、これは何も異議はさ
る余地はな「のでありますけれどもや
やとせるとそれがたまたま、(聴取不能)
ほんとの反戦平和に於けると純真の
教育であるならば、授業であるならば、
是非その授業の内容、即ちカリキエラム
と言「ませか。これを父兄にも十分理解
せしめ、それによつて授業がある場
合にはできるだけ父兄の授業参観、
親子ともに反戦平和の教育を受け
るんだと「うことであるならば、それには誤
解されるようなこともないし、堂々とやっ
てもら「た」というようなことも学校当局
にも要望されたようであります。しかしな
がら父兄が授業参観をする機会が
とうとうなかつた訳であります。一体単に
漠然として、反戦平和の授業だ
と「うふうな雲ゆきで「あります。けれども
一体その一時間、な「しこの時間の授業
内容、即ちカリキエラム それについでどうし
ても知らな「訳には「きませんので、その
内容と更にこれは教育長の指示のもと
に行なわれたかどうか、これについて明
確に御説明を願「ませ。

教育長

お答え申し上げます。特設授業の内容はどうかという点ではあるかと、この点については、参観を許す。参観をさせてもらいたいというふうなことはあるが、カリキュラムの編成というものは、教育課程の編成というものは、これは規則によって、校長先生が編成することになっております。従って私達がこれに対して、こうせよ、あつせよということは、口出しをすることはできない訳であります。しかしこの指導という面がありまので、どういう内容の点ではあるかと、これは、各校から取ることではあります。私は嘉手納のあつ中学校とあつ小学校の方からその教える教案をもらいました。もらいましたけれどもその教案の中には別にどういふふうな沖縄の戦争で体験した苦しみがあるもので、お父さんや、お母さんにもどういふことを家でお聞きして、そして共に学校の方で戦争は大変に怖いものである。だから今迄戦争をなくしようというふうなどういふふうな教案でございまして、それから先き申し上げよう。この特設授業をやるといふことは、やはりこれはカリキュラムに属した事でありまので、校長先生がお決めになることではあります。従ってこの特設授業を私達がやらせようとするか、という

ふうに命令するとはできない款であります。校長先生の権限によつて、まかされて
いるものであります。これは教育の内容
でありますので、やはり校長にはこれだけの
教育内容の一年間の計画と「三つのか」
出てきますから、その時によつて、校長先生
の考へによつて、又特別な時間を設け
てやると、これも三つの条件をはずれなけ
れば、別に問題はな」と思つてあります。三
つの条件と「三つ」も、既に新聞の上
でも御覧になつたと思つておられるかも知
りませんが、子供達の発達段階、子供達の心
に合はないうるなを、つかして負担に合
~~合~~うようなものであります。これは、不適當で
あります。それからもう一つは、やはり教育課
程の編成をやるには、授業要領と「三
つ」があります。もとにならば指導要領
で可也。これは中央教育委員会が制定
したものであります。その指導要領に反
するようなことであるならば、これは又「四
」款であります。それからもう一つは、大体
14年で36週、今のカリキュラムの何で
14年で36週、の時間があまれる款であ
りませんか。その特設授業をするために、さう
いうふうな36週、の時間を割くと「三」と
になつるとこれは又問題があると思つて
この三つのことに、更をつけてやつて頂けれ
ば、別に問題はな」と思ふ款であ
ります。

11番

そうするとその指導要綱或はカリキュラム等については、学校長の権限によってまかされてはとこの話を聞いてございませぬか。

教育長

関知できるという事ではなくして、やむを得ないとか、やれとかがいうのは命令のことであります。指導の上からはどんなことをしてはとこのことは、私達は指導案はできぬ出して下さるという事は言えり誤りかたであつて、その学校のものは、私はもつて、また誤りあります。

11番

何も私は特設授業をやるなとつたような意向ではございませぬ。反戦平和に徹する教育ならば、大いによろしいともし、誰そ異議をさしはさぬ余地はないと、ただ誤解されるおそれがあるという事でございませぬ。誤解される教育は、子供達によくないと、従つて何人にとりうらふに徹した教育であるならば、公開してもいいという教育であるならば、当然誤解をとくために、このときこそ父兄に授業参観を呼びかけて、一緒に学ぶという事も必要いやなところかと、しかし、だから、うまい要望をし

たにも拘わらず、そういふ授業参観がなされなかつたと、そこでこの内容について一体どういったような内容の単なる反戦平和だと、沖縄県民は戦争で苦しんだと悲劇の中から生きぬいてきたと、いったような、そういふ体験話をするのであつたか、どうか。或いは又、戦争をなくするためにはどういったようなことを学ばなければならぬか、と云つたような内容をそのまゝを（聴取不能）。小中学校に於ては、どう云つたような反戦平和の授業をしてゐるのか、行なつたか、どうか。私は知つてゐるべきである、と、教育長にどういったような内容の授業が行なわれたいか、どうか、よく聞かれる、我々の父兄や市民の方々から、そうすればやはり、そういふ授業をやつたんだと、いふふうにして、誤解した父兄も、それは十分納得できるし、理解するに、よつて、私は学校当局、更には教育の振興がありうると、だといふような観点から、お伺ひした訳であります。

教育長

お答え申し上げます。私は宜野湾市内の小中学校の学校から、そういふふうな資料はまだそろつておりません。それから、嘉手納では、どういふことがあつた訳でありますか。これは適切であるか、どうかは

解りませんが、私としてはやはり皆さんP
7. Aの一員として、学校の方においでにな
って、どういふことをなさったかと、その時
には、私達もどういふことをやったんだと授
業参観をさせたが、解ったかなあと、
議会の議決としてではなくして、P.T.A
の一人として、行かれた、やはりお聞きした
方が、いふ人じやないかと、その時にはどう
いふ授業もあるはずですから、授業があ
れば、どういふことかと、嘉平館は行
った。この授業は出してどう見せし
めようであります。私は後で回ってき
いたが、私は都合があつてこの授業を
(聴取不能) さがした人ではないと、小学
校のものかといつ、中学校のものも一つ
もらつて帰つてきました。別にどういふ
うな何等かの向うの議場で色々と論
議されたといふの、どういふものはみあた
る人ようでありました。議会の方々を見
校長先生にお聞きするたために行かれた
人でありましたけれども、納得してお帰
りになったといふことを、後で学校の方から
お聞きしてあります。新聞に色々書
いて、ありましたけれども、やはりどういふ
うなことではなくして、新聞があまり書
きたてたような感じがいたしました。あ
の授業の部分に、かかわることは、10し
今、言われるように、どういふことがあつた
時には、貴庭の方から授業の参観をさせ

でも「た」と「れ」で何時間自由にやるのであるかと「う」ともお聞きして、それはさせてもらう「た」と「う」とを教師と相談することは、これは「」ことではな「か」と思っております。

11 着

あつしやる通りであります。しかしながら我々は「つ」と「う」の学校が何時間自由にやう「う」時間があるから参観してもらった「と」。或「は」呼びかけも受けておりません。後で新聞紙上から聞いた。知った問題でありますし。又、父兄から色々な曲解がある父兄もござ「ました」ので。特に指導機関であるところの教育長並びに委員会としてですね。十分私は掌握して「る」人じやな「か」と「う」ようなことで今質問して「る」訳であります。

教育長

私達と「ても」ですね。何時間自由にやれを行なう。ある議会でも「う」質問がありますか。これは何時間自由に「つ」何時間自由に「う」か。内容はどの「う」どうであるかと「う」。同じようなことを。質問がありますか。それは「と」。やはり今「こ」で「あ」答えておるようにな「る」答えて「た」訳であります。そうしたら「は」は「れ」も教育長か。そう「う」。と「か」。解「は」な。これは「れ」は

直接に聞きに「こうと」うぶに、~~一部~~一部の議員の方々は視察に行かれた款であります。そして学校の事で校長先生から「こうと」うぶにその事と「こうと」を話されたようであります。これについては前もって我々が貴方がたの方のカリキュラムはいつ行なうかと「こうと」を前もって聞き取りと「こうと」は、やってなかつた款であります。

11番

これは教職員会或いは政府の文教局或いは中部連合教育区とこの特設授業のカリキュラムを編成する場合にどういったような趣旨、どういったような内容の授業をさせた方が「」かと「」たような「」統一した授業内容が解りませんか。

教育長

統一した授業の内容と「」はこれはどうなつて「」かは、私達の方では、はっきり解りません。と申し上げるのは、先き申し上げるような特設授業と「」は、私達がやりなさいとか、やれとか「」でなくて、校長が特設授業が必要だと「」つてやったんだと「」と思つて、だから私達がこれに対してやれとかやるなとか、「」うぶに、これは、一切、この話し

でありませぬ。それから学校から云々これは校長先生の権限でありますので私達のところに特設授業をやりませぬとかいうふうな知らせはありませぬ。やはりこれは校長先生の権限の中でこうやっていふ款でありますので結局私が先き申した三つの案を考えてやるならば別にさしつかえはないと思ふ款であります。

11 番

1. 指道する立場からこれはどういったような授業を行なったかどうかはできぬ。皆さんとしては当然知らなければ私ならぬと思ひますが、それについてはどうですか。校長にまかしてあるから聞知しない。どういう教育をしようか特設授業は校長の権限に属する問題だからというふうな考え方であらうかどうか。

教育長

私はさうは思ひませぬ。やはり校長先生か。ちやんと中央教育委員会が決めた所の指導要領というものをもちょうしやる。又各先生方も持っていていっしょにやります。それから発達段階は何ぞいふことはやはり小学校では初等教育の発達段階によつて、さういふふうにはやりませぬといふことかあります。中学校に云々では、小学

校の今の上に中等教育を加えたいというふう
な何かがあります。又、法理にも色々ありま
すので、やはり校長先生はそのカリキュラム
を編成する時には、このように決まり
に違反しないように、決まりに合わせるよ
うなことはやりなさんだろえと思っております。
先き申し上げたようにある学校のそれは、
どんなものかと我々もこの出した課で
あります。地区内全部のを見た課
では、ありませんけれども、その学校で行
なうというところの教集を出して、そして私
はもらった課でありますけれども、この教集
を見て別に（聴取不能）みい出せませ
んでした。中学校も小学校も（聴取不能）

11番

その内容はもう少し具体的にどういった
ような内容のものですか。ちょっと教えて
下さいますか。直接学校側並に外の
面からその旨を致します。ま、これは要
望になるかを知らせませんけれども、やむ可
きと先生方の主観基準がなるといふこ
とであれば、何かこの主観的な教育も
なすに「もあつた」であります。それが何か
のヒヨクなはずみには、いろいろ又、政治
教育だといふふうな父兄からも色々の批
判を受ける課でござります。そこは先生
方に対する信頼度といふのが、薄れてま
て、色々は、トラブル。色々は、事件がござ

出す要因にも違いがあるであろうとありまうが
とにかく何かその特別な授業をやった場
合には十分父兄にも内容も知らせて
きて、その授業も公開するんだといつた
ような気持ちでやってもらったと、この指導
面でもですね。十分やって頂きたとこうい
うにお願いをする訳であります。

教育長

この点についてはですね。やはりそうい
う噂がある場合には、父兄の一人
として、P.T.A.として、でもですね。やはり学
校に行って相談すると、学校の方でも
十分その相談にのってもらおうと思うんです。
やはり自分達の子供でありますので、やは
りその父兄として学校の方にどうい
うことをやってもらうかと、或いはどうい
うことをやって頂くか、或いは又いつ
かやって頂くかという事は、父兄の
一員として、P.T.A.の一人として、やりな
さった方がかまう人じゃないかと思
います。やはり基準はござります。これは
(聴取不能)という事は、やはり常識
としてなら、これはやるだけには
いかい。一堂一派に論ずるところで、そ
ういふ事は、ちゃんと授業のところ
にありまうので、そういふ事な
らば、やはり「けな」とは、ま
きりうたわけて、これは、ま
きりうたわけて、これは、ま
きりうたわけて、これは、ま

御相談申し上げてこの訳でござります。

議長

暫く休憩いたします。(午後二時三十分)
再開いたします。(午後二時三十分)

5番

この資料に基づいて御質問いたします。
今先青年会の方は(聴取可能)しか
持ってこられたので事業内容検討しては
ない。婦人会の方でござりますけれども
1,200ドルの要求予算額に対して1,336
ドル端数まで出ております。残り136ドル
は予算外の何か皆さん方が御指導
する立場でございだけやれといつたよう
なことでござりますか。青年会は支
出だけ。これだけは使えますとこうことだ
けですか。婦人会は我々は1,950ドル
は会費を集めて、全体で3,500ドルの事
業をやりますとこの予算。しかし委員会の
皆さん方には1,200ドルしか要求はされ
てない。残り136ドルはそれ以外の何か
やってほしいとこのことでござりますか。

会計係

これは最初の要求では、1,500要求さ
れまして、この予算書きた時に1,300ドル
は。(聴取可能)

5番

この予算は1,500ドルです。後の100ドルは、社協からの予定です。市社協からの助成が100ドルです。皆さん方には、1,200ドルの要求です。私の見、間違いないかと。はっきり書かれています。予算書が、何故か枚がある訳ではない。初めは、1,500。

会計係

要請書では、1,500 申請されています。予算書で1,300ドル 後の36ドルは委員会。

5番

最初は1,200ドルです。予算要求は1,200 しか出てない。1,300ドルはごさません。皆さん方が意欲的に何か、予算以外に何かはやって欲しいという裏付けがあるならば別にやぶさかしくやごさません。

教育委員長

これは予算書の支出のところで事業費が1,300とあるところからその事業費の金額を委員会が考慮しようという意味で予算に1,300。

5番

いや、戈出だけ見て、戈入は見なかった
 ということをごさいますか、あくまでも皆さん
 方が補助する場合には、その団体の
 の性格、或いは運営状況、内容又、
 育成、指導の面からたくさんあるかと思
 います。その婦人会の予算は、皆さん方
 には、1,200ドル要求して、残り100ドルは
 社協からとらう。これを全部事業費
 に使った人だというこの予算の内容
 ね人です。事業費は、

議長

休憩"たします(午後2時45分)
 再開"たします(午後3時1分)

議長

質疑を許します。

5番

私の質疑は以上で終了します。

教育委員長

先きの婦人会への助成金のことで何か
 委員会として、社協からあること
 が予想して、事業費全額300ドル
 を助成金として出す予算をとった人
 ですか。この予算をもちると100ドル浮きます。
 ので、この100ドルは、予備費に回すこと

と、それから議会の方が修正して「た
けは」

と番

市条例にのさしましては、各民主団体、そ
うして補助規程がござります。しかし教
育委員会の場合には、ござりませぬので、
今年から各民主団体に補助育成とそ
ういうのがあるかとあります。今度の規
程をつくらせるのを考えかゝらぬかどうか。

教育委員長

つくる予定でござります。

議長

以上をもちまして、血野湾教育区へ
お予算に対する質疑を終結した
と思っております。御異議ござりませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ござりませぬので、質疑を打ち
切ることに致します。
本業にござりましては、一応訂正をいた
します。質疑を終結しても質疑の段階
で一応議院着議としたと思っております
でよろしくお願ひ致します。

議長

質疑を終わります。本案につきましては
質疑の段階で継続審議としたこと
を思っておりますのでよろしくお願ひ致します。
以上もついでに、教育委員会の方の質疑
を終わります。

これから10分間休憩いたします。再び
一般会計の残った分を行なうことと思
います。

議長

休憩いたします(午後3時6分)

再開いたします(午後3時16分)

議長

継続審議中の議案第9号、1971年度宜
野湾市一般会計支出予算を再び
議題といたします。

今までの款としまして8款、9款、10款
11款、12款まで質疑を許します。

5番

予算編成当時と現在とは71年度予
算に於いては、変わったところがあると思
いますけれども、皆さん方の予算執行
にあたって、去った26日に議決された予算
繰越との関連がござります。この予算
繰越は三つの案件、3款、1款、2款、
7款にわたってありますけれども、政府補

助事業の分が予算繰越になつてあります。そうなりますとノ款、ノ款が普通ですならば、決算にあつて出ますと思つて。結果は、10レ7款の観光事業費、商工観光費は70年度の予算を繰越した。現在、この新年度予算と十分やつた。感じがした。予算総額にあつても変わります。支出面の対応費が増くような結果になつてあります。その裏にどうも考えでございませぬか。

助 設

これは今御指摘の通りでございまして、当初からそういうことが当然わかつて居る訳でございませぬけれども、70年度の政府の補助事業が指令が来りませんで、その又、指令のいつごろ交付はどうか、目途が全然、予算編成中に確たる目途がございませぬ。と12月が6月の末になつて、指令が交付された場合に執行は勿論、これは71年度に1か出ます。けれども、70年度予算で執行できるものは、或いは、予算繰越できる部面もあれば、或いは、どうも予算繰越の財源がありませんので、70年度にあつては、不用額にあとして、71年度に追加更正して、ということになります。10レこの指令には、指令交付後1ヶ月以内に着工しなければならぬ。と、条件をつけています。

で、その二が、その指令が6月下旬に
交付された。二が、言うような条件が
つけられた場合に7月の始めに又追
加更正予算を計上しなければならぬと
いう事態が当然予想される筈でありま
す。そういうことで議会の周知等の色々
な条件もござりまして、そういう事態にな
つては直ちに予算の執行ができるように
という款で両年度にまたがって、予算は、
70年度予算にありましても、それから71
年度にも予算を計上してあります。それで
今御指摘の商工観光費の中の工事は
70年度の予算繰越に政府もなつてあり
ますために現年度で一応負担行為を
契約を致しまして、施工したという款
で政府の条件もござりまして、予算繰越
をした款であります。それで71年度にあり
ます予算は、当然二は、追加更正で減
額したと考へてあります。

5番

我々が71年度予算は持つてあります。皆
さん方が繰越の必要と性があるという
ことで、議会は議決いたしました。そうな
りますと71年度の予算というものが重複予
算、借入れいなくて、予算上では人とある
款でござります。二つの予算、10し助設
がある。結局は政府補助事業内
係は、内示のその指令うなというは、

当然、決算において、予算額におさまるけれども、はつきりと議会で予算繰越をしたものが、生じておられます。

助 設

だからこれはですね、当然次の議会で追加更正で減額する考えであります。

さ 番

「や、そう」うふうな考えになりまして、予算の繰越と「う」はと無意味になる款でござります。

即 設

だからこれはですね、正常な状態におさまるあり方であれば71年度の予算に計上するのは款でありますけれども、もしそれが71年度の負担行為になった場合に71年度の工事というふうになった場合に、6月の議会の終了と同時に又、7月には直ちに臨時議会を開いて、この更正をしなければいけないと、そういう場合に市の負担の懸念が見えることかたきな款であります。そういう款で更正懸念がくは見つかるな」ということがまず予想されますので、一応両方の予算に組んでおいて、これが70年度執行からできるよりにありますと、71年度に計上されておきますと、この工事費は、追加更正で減額になります。

と「う処理方法」が「悉く」である」という
こととなります。

5番

「中、私が先陣を切って取り上げるのは、さう
下の人と24日付で処理しよるから、これは
予算繰越される前提、(もし)971年度
は、これはさうはつきり繰越することを議会
が決めた訳です。決めたさうまでですね。
71年度予算を我々はあつて取り上げるので
審査する場合にはですね、はつきりと重
複予算であるということが言える訳で
す。

即 設

さうです。

5番

これは我々の手もとから離れて「3」ならば
さういうことは言えないと思っております
24日現在でこれは予算を繰越するとい
うことではあります。その時、突つて予算
のですね、我々が持つてある予算のさう
いう事情でさういふことで予算総額に
「7」を繰り替える必要だ」ということ
があります。

即 設

だから予算が既に審議されてある段階

に於いて、で可也。ミスプリとトと"うことには
39か。或"は差し替ると"うふうは ~~これ~~
平読みをで可也。するかと"う問題には
3人で可也。一応は審議の対象にはつて
"う議案があつた以上はそ"うことではし
ぬかえた方がよ"くはな"か"と"う考"え方
ありま"す。

5番

これは議案と"うたしよ"れて可也。はつきりと
予算総額に於いて、2,900ドルの相違が
出た款でござ"ります。我々は今、平元に持
てま"ります。支出面、支出面に於いて、5,000ドル
のプラス、マイナスゼロ、しかし支出面に於
いて、2,900ドルの赤字が浮"く款でござ"ります。

助役

だから当然これは予想してあります。それが
で更正された"と"うことではあります。

5番

これはそ"う言"って無意味じやござ"り
ませ"んか。

助役

だから現在の処理方法とす"るならば、
ミスプリと"う差し替"えするかと"う予算書
を可也に審議さ"せて"う。予算書をそ"う
処置で"うま"るし"と"うならば考"え方も

あつた款で済むが、それはせしむべき
だ」という見解に立つた款であります。

5番

予算編成当初はさうとばかり、途中でこ
うなつたまうな2,900ドルの賤値が浮くと
いうことがはっきりわかつた時、私は
議会に對する申し入れが必要だと思
うからでござります。

助役

だからそれについては、当然追加更正を
しよして、それによつて、あつたから市の負担
分についての便途について、当然議会の
議決を求めよと、追加更正をしたとい
う考えがある款であります。

5番

いや、それは、その後の問題でござります。
これは議会成立後の問題でござります。并
々かあつた期間、はっきりと二重
予算がある。何の理由もなしと、これは工
木事業とかと、内容を指達もなしと
つては、これは助役のあつしやう通りか
知れませんか、はつきりと70年度も
生きてある、71年度も現在生きてい
う款であつたらうか、70年度か減るかどうかを解
るは、そのまうなとばかり、さうはつき
り、生きていふ、予算編成も、さしたるの

ざらまのりぞ、その辺に於いての見解です。これは、あくまでも年度途中で追加更正した、その右支拂もわかります。しかしながら、あつて「我々は審議の段階でござらまのりぞ、議合といたしましては、2900万の財源を当初予算の当初に効果あるように生かすべし」ということです。

助役

結局、今の問題については、平議上の問題を私達も悉く「誤りあり」として、現在審議中の議案をそのようにして、扱つては困るんじやないかと「我々の見解であつたので、差し替へとか、或は予算書のとりかへ」ということは、さしつかへなくあります。この事業は当然首長方もおさしを通り我々も全然「検討」してやつて「誤り」なく、十分「検討」して、どの道を選んだ方が「色々検討した結果、万全の策を」として、どつちに「事態」が「強」かな「勢」を「認め」るには、これしか「方法」は「なかつた」と、この見解で我々は「自信」を「もつて」、出した「誤り」あります。

5
審

当初の場合は、それで「結構」で「ござらまのりぞ、あくまでも補助事業である以上、対応費は、もつて、なくては、いけません」と、これは、

当然だと思えます。しかしながら、今現在十分対応費をもちます。両方対応費をもちます。

即設

これは事実ですよ。

5番

片一方の対応費をですね。尚有効に現在で効果あるように予算措置をすべきだということですね。

即設

だから今あつしやうにですね。市の対応費の命をですね。どの予算にすべしをいけるといふのは容易なやり方ではないですね。できることはな"人"で"か"を"か"で"か"かどうか。問題は。

5番

そうなりますと、結局は財源がね"人"に"人"に"人"にして、この金の使途目的の範囲が。内容はまだ検討されてな"と"ということですね。

即設

結局その命はですね。今からこの対応費の命に"か"は、或"は"追加財源等を色々考えられるは、可"であると思います。これは"か"

ては、次の更正の時に検討して十分効果
あるように使った」という考え方がありま
して、あつしやまよりの審議中に対応費
の命をさしかえる方法もあるかも知れ
せんけれども、戒名の考え方としては、当然
順序を遅くやまべきだ」という考え方に
立つた訳であります。

5番

いや、これは「かようにも取れると思うんで
お金が余つて」ということが解りながら
安易なと「うぶ」な発言もありました。何
ども決して、皆さん方が財源がな「た」に
苦労して」と、これは現在誰が見ても
余つて」ということが解りながらその執
行についての基本的な基礎と「うぶ」な
「た」な「うぶ」な「うぶ」な。今助役が「あつし
やるように安全の意味で追加更正を
やった方が」と、これは無難な策かも知
れませんが、しかし効果あるように「きり」
け早く住民に還元する」と「うぶ」な。為政
者のとつて「く」で「き」道だと思つたら「ご
ざ」ります。

助役

その辺は色々と考え方もあるかと思
います。予算執行は11年度、明日の3時
りまのて、十分その期間には、その金が
有効に使えよう。十分検討して執行

する期間があるという考え方に立つるの
誤であります。

11番

議会に対する事務手続きのもつて大部
苦慮なされたと思っております。何もそ
んなに面子にこだわることは私にはと思
います。現時点ですべて重複予算だと
いうことがはっきりしてあります。どのような
形で予算を成立させるかということは、これは
議会議員としての良識に私は反すると思
います。皆さんはそれでもって、何とかかく
し財源でもあつてあつて、何かあつたら、又
使える人いやなかと、そういうような安易
な考え方をぬぐうべきです。今できるこの時
点で、当然、前向きな姿勢で議会に對
してもその手続きを促すべきだといふこと
に私は考えています。是非今回は後
何ヶ月あるか解りますか。或いは又場
合によつては、更正をする期間が長とい
うことでなければ、そのまゝ放置される金
であります。既に24日から今日まで、
4、5日の時間は経過してあります。
建設事業も次山あります。貴方がたが
これは是非当初予算でとにかく計画性
をもつて使うといふことであれば、すぐできる
問題であります。議会が指摘したけ
ればこれをうやもやな形で済ましておこう
と、そして、後の更正の場合に何とか割

ふりしよと"うようなきう"う卑怯な来
之方はまずして、一応ははっきり手続を
を私にふもべきだ"と"うふうに考へますか。
"かか"て"よ"か。

助役

正式な手続をふもうとして"う"か"う"追
加更正した"と"う"こと"であります。

11番

現時で手続が"ふ"う"は"可"であります。

助役

手続でありますと、議案の提出でありま
すか。提出された議案を差し替へるとか"
う"は、正式な手続を"い"や"な"款"あり
ます。

11番

今後は"な"で"可"か、それは。

助役

"い"や、正式の手続と"あ"つ"し"や"る"か"う"き"
"う"こと"を"言"つ"て"う"款"です。

11番

今でも"う"手続が"あ"る"と"う"こと"で"
可"よ。

即 決

だからそれは先き説明したよろな考之方に
立って。

11 番

私は今現時点で手続きをふもべきだ
というふうは考之方をもち。又、議会議
員の良識として、現在には無用の金を
使途不明のままに放置することはできぬ
ことはもつてのほかです。

助 決

あつちやうに7月1日からこの予算を可
成り使ふかどうと云うことが、向題の人
である。その金が仮に2,000ドルとしよう
と、その金が7月1日にこの金がムダに
それか計上されて「ヨから事業の執行
等に何か支障がある」と云うことであるな
らば、それは当然、やりまわすけれども
「ヨ事態は是らなる」誤であります。

11 番

私は何もその「ヨ」ことは申し上げてお
りません。ただ我々が審査する過程に
おいては、現に不用品であるこの金は、
どう既に、「ヨ」であるか、その「ヨ」ことを我々
は、十分認識したからである。それをあつ
かぶせて、その「ヨ」者の安易な考之方を
認め、誤には「ヨ」誤であります。

がら今 皆さんがもしこの金は不用である
と"うことであるならば"とすね。使"みても
はつきり 今の時英である程度 用途を
定めて一つ 差し替はなり 或"は訂正申し
入れを 私はやすべきであると。

助 役

そう"うことを望むならば やつてもよろし
"で可よ。できま可よ。

11 番

皆さんがそう"うことをしな"場合は、こ
れは、我々として認める款には"きません。

助 役

我々として、あくまで正式な手続を正
とるならば、"わゆる更正として、扱"うの
正しい"扱"だ"と"う見解に立"てまうた
ため、そうした款でありまして、皆さん方
がそう"う差し替はとか、或"はミスプリント
等が""と"うこと"であらば、それは何れ
に支障はな"款でありまして、可"て可
款でありま可。

~~助 役~~

11 番

助役の語句で可よ。今までであらば、皆
さんとして、ミスプリントがある場合には、
これは本会議に対して、その手続を正

おはす"であります。又、差し替える場合にも
正式な平読みをふんで"るはす"でありま
す。これが、平読みが、この場合に限って
この平読みは好しくは"んだと"う考の方
はで"可ぬ。これは、私はあまりにも面子を
ね、考えて"るんだと。

即後

ミスプリントにも内容によると思"ま可
ぬと、或"は数字の違"とか、計算の違
"とか、誤字等につ"てならば"それは当然
ミスプリントと"うこととしなけりや"か人
と思"ま可ぬと、この内容は、そのような
扱"か、それは我々も考えて"なかつた誤
"であります。

11番

10し既に重複して"ま可よ。

即後

それは解つて"ま可よ。

11番

重複予算と"うことは、解りま可よ。これは
何の意味もなしませんよ。更正した"限
りは、どうにもなりませんよ。10しなから
皆さんがその撤回、或"は差し替える平
読みを可るならば"で可ぬ。この金は、この予算
で、ちゃんと、生きてま可よ。この予算は死んだ金

です。更正しな。附りは、便さよせんよ。

助役

ミスプリントでやってもよろしいと。うなるが
できまよ。

11番

だから当然やれよ。

助役

だからあくまでも考え方を申し上げた款
です。そういふうにやまべきだと考えてや
したということでありまして。

11番

市長は施政方針の中で近代都市づく
りという立派な方針を打ち上げておられ
ます。その中で財政難をきたしても財政難
だというただ都市計画、区画整理事業
をなさざりだしては「けな」とはつきり言っ
てあります。しかしながら一般算向でも指
摘申し上げましたけれども、区画整理事
業というのが、現段階では市長の構想
の中に、或は計画の中に描かれてな
い。うことは、この施政方針は全く無意味
であります。申し上げましたように区画整
理をしない市街地というものは、全く裏
街であります。スラム街であります。道路
も、行きづまりになる。そういう事例が市内

には沢山ござります。そういうことがな
 ように可なりやにやはり都市計画事業或
 は区画整理事業を推進しなければ日
 常は「はな」であります。勿論市長は非常
 大あつかい問題だと「う」ことを言つてあ
 ります。それは区画整理事業のようになつ
 かい問題はござりません。だからと言
 つて、これは進めな。進めな。市政
 担当者ということは都市計画を云々す
 る資格はなと思つてあります。従つて
 一体区画整理事業をどのような形で
 進めるのか。前から喜友名の前の問題も
 早目に区画整理事業を進めよう
 と「う」ような事情も前市長からありま
 す。真志喜にしてみれば、或は5子線
 沿りにしてしまつてあります。ただ地主
 組合が下やんとして、我々がやるんだと
 して、地主組合もつくと、この計画も
 可なりから何とか補助を出してくれと
 なるような消極的な立場でやるんじや
 なくして、むしろ市長は重責的にどの地
 域をまず取り上げて区画整理事業を
 始めようか」と「う」ような考え方がなけ
 ればならぬと私は「う」思つてあります
 けれども、一体その真に「う」て、財政難と
 うことを一心超越して、その計画を
 進めて可なりかどうか。その計画
 が「う」ごうか。どのような形で具体的
 に地主との交渉、或は又計画を進め

られるかどうか、それについてお伺い致します。

市長

お答えいたします。誘に「ローマは一日にして成らず」といふ誘ひがあります。あつしやる通り都市計画といふのは非常にあつかし「事業」でござります。前にお申し上げましたとおり、新都計法が今立法院で可決になつてあります。そして、その施行細則が来年の6月から実際の運営の細則がでます。誘ひでござります。そうなりますと、聞くところによりますと、今までは殆んどが市町村でやって来たのが、新都計法が施行されると殆んどは、主要道路、その他のは政府がやるのだといふことを言つてあります。そういう意味で新都計法の施行細則が定まると、それによつて、前向きに検討して「きた」と思つておる誘ひでござります。

11番

そうしますと、その新都計法が施行されるその時、何時で計画されるといふことですか。

市長

その時に政府の分野と市町村の分野

144
か はつきり分かれ、施行される訳でござ
ります。今までは市町村で全部やってあ
ったのが、政府の分、市町村の分とはつ
きりされると政府が11つあります。

11番

新都計法が施行されるのは、これは
市長の意欲とは、全然別個の問題
であります。施行されるか、しまいか、直
野津市の区画整理事業は、どの地域
からどういう形で進めなければならぬかと
いうことは、もう既に市長としては、
就任当初から、10月迄候補の挨拶の
中には、区画整理事業を促進する人
だと推進する人だということも先に
掲げてあります。そうであるならば、今の
新都計法の改正は、出て来ない
のであります。見てごらん下さい。一
会社個人での部分的な区画整理事
業をやっております。

16番

予算の審議から始めます。一般質問
じやないよ。

11番

そう、最中で市長が「ただやらぬ」と
いうことは、これは都市計画事業を進める
意欲が全然ないというふうに見えます。

か、その点については、どうお考えですか。

市長

はっきりして、新都計法が立法院で許可なっております。その施行細則が今年の6月に生かされる訳でございます。そのうち、このことははっきり目途がつかっておりますので、そのうちともよく研究して努力してまいりたいと思っております。

11番

これ以上市長に都市計画事業を推進させようと思つても無理な要求でありますので、一応質問をかえします。この予算の中で、金が出る1款から11款までの中で、中に要する人件費除額をどの位あるか、これについてお伺い致します。人件費に相当する額。

総務課長

お答えいたします。11款の事務委託料については、まだ積算してございませぬけれども、それを除いたの職員費に對する。

11番

私はそれを含めてとらうと言つたはずであります。

総務課長

とよつと右持と頼「た」と思「ます。

11番

いや、それは計算した時突で右伺「致
1ます。

それから6170-31 5款 社会及労働
施設費の中の6項であります。市長は
労働者を救済する、或は労働組合を
育成する義務があります。しかも真先にと
り上げなければならぬ革新市長の立
場であると思つてあります。情は「こ
とに労働対策費が矢対事業以外、全
額、費目存置であります。口先で労働者
の味方、或は労働対策を考へるといふ
うなことで、果して裏付にならざるは予算
措置がなされては、そのうなことでど
うしますか、否、積極的に例せば全
軍の解雇者に対して、或は社会
には、たくさんの方業者もあります。その人
達の救済対策に対して、基本的にどう
考へておられるか、或は労働の向
でたまたまトラブルがあるにります。勿論
使用者側も組合側も合法的な闘
争を行つてあります。しかしながら場合
によつては、泥沼の中にはまりこんだ例も
ござります。自分の地域内にさういふ
まうなことがあるならば、組合の健全育
成、並に企業の保護育成という立場が

5. 当然 何等かの対策があるはずであり
ます。そのようはことを果してやったかどうが
或いは又この予算の中でどうしようを
り上げたことがあるかどうか。そして、労働
組合に対してどのような指導育成を
してあるか。それについて同様に教えます。

市長

お答えいたします。おっしゃる通り、労働
対策に対しては、十分なる予算を
とることかである。困ってあります。外
に後でどうしようもない。もしどうしようもない
財源があれば、検討して「きた」と思
います。

11番

財源があればやるといって、対策もある
だといふような消極的のやなくして、自ら
財源を見つけてきて、そして労働者の救
済をどう考えて然るべきかを市長は考
えるべきであります。そのようはことをもう
少し前向きで考えて「たできた」と、更に
労働組合に対してどのような育成指導
をしていくかどうか。それについて照会
いたします。

市長

労働組合に対しては、相互の組合
と、執行部とは、各々、団体から遠く
で

ございますか。できる限り労働者に対し
しても、便を考へ、彼等の権利を尊重す
ると同時に市職員としての仕事を十分
にやってもう ~~た~~うように相互の理解
のある話し合ひを進めてやってあります。

11 番

私か「うう、そう既に組合と「ううか」
市内には、いくつもございます。労働者
の組合の - 組合であります。勿論これ
は、組合としていなくては、市民のため
やる公僕としてやることは、組合が
あるうか、ないうか、当然市の職員は、
当然であります。しかしながら、この組合
ができて上つてありますので、この組合運
動、健全な組合運動をさせるために
は市長として、どう指導助言して来た
か、どうか、いたゞきに曲つた労働運動、
例えは、経済闘争であるべきか、場合
によっては、一政黨にかたよつたと、この
政治運動をやることになつたことになつ
ると、これは、健全な労働運動ではなくして
市民から色々な誤解を招くおそれがあり
ます。そのような形で、ほんとに健全な労
働運動は、どう「ううか」ことであるかど
うか、市長は、どう考へますか。

市長

労働者の権利に対しては、私としては、何

と云言ませんけど、できるだけ健全な
労働運動ができるように努力していき
たいと思っております。

市 会

本市一帯、今本土において最も
 労働組合は従来の既成団体から
 権利闘争、経済闘争に乗りつた
 ところ、これは正しい方向では
 ないが、沖繩の場合、軍関係
 者の闘争は本をさすれり、さう
 したるにわたる場合は果して
 労働者自身の経済闘争又は権
 利闘争であるか、疑わしい
 ところ、労働組合においては
 市民の公平の精神を有する義
 務がある。市民の中には軍
 関係者の多数がある。さう
 して一方は痛ましいさうな
 市民の公平の精神を有する
 ところの使命感が有るは
 然るに、さうしたる立場
 からの有るは、やはり
 自分等の組合運動もあ
 り、自分等の権利闘争、
 組合運動、さうして
 何れかの生活向上のため
 の運動は、何れか
 であるが、これに對しては
 十分考慮するべきである。

市 長

以上を以て通り自治会に
 なるべきである。労働者
 であるとしても市民の
 責任として、市民の
 責任として、市民の
 責任として、市民の

